

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

目 次	
高知県公安委員会告示	ページ
告示(指定講習機関の指定)の一部改正	1
告示(運転免許取得者教育の認定)の一部改正	1
監査公表	
高知県職員措置請求についての監査の執行結果	1
入札公告	
一般競争入札(高知県庁本庁舎清掃業務)の公告	(管 財 課) 5

## 公安委員会告示

### 高知県公安委員会告示第2号

平成9年3月高知県公安委員会告示第4号(指定講習機関の指定)の一部を次のように改正し、平成13年11月18日から適用する。平成14年2月12日

高知県公安委員会委員長 鈴木 朝夫

表中「矢野孝夫」を「矢野義尚」に改める。

### 高知県公安委員会告示第3号

平成12年7月高知県公安委員会告示第9号(運転免許取得者教育の認定)の一部を次のように改正し、平成13年11月18日から適用する。平成14年2月12日

高知県公安委員会委員長 鈴木 朝夫

表中「矢野 孝夫」を「矢野 義尚」に改める。

## 監査公表

### 監査公表第3号

平成14年2月12日

高知県監査委員	依光 隆夫
同	池脇 純一
同	吉原 強
同	高橋 恵子

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、平成13年11月27日 高知市葛島二丁目3番9号 森武彦ほか1名から提出のあった、高知県職員措置請求について監査を行ったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

## 高知県職員措置請求監査報告書

(請求の受理)

- 請求人  
高知市葛島二丁目3番9号 森 武彦  
高知市新屋敷一丁目17番18号 田所 辨蒔

2 請求の要旨  
住民監査請求の要旨は、次のとおりである。(原文登載)

- 請求の趣旨  
平成9年4月1日から平成13年10月28日までに行った。高知県職員(以下「県職員」という。)に、勤務時間内の労働に対して、報償費が支出されていることは、職員の給与とは法律及び条例に基づかない支給は違法であり、二重支給となり返還を求め。報償費を支給された県職員が返還をしない時は、その支出を行った財務会計行為者に返還を求め。請求人は、平成13年10月26日にNHKの総合テレビで放送されるまでは、この事実を知ることができなかった。

- 請求の理由  
高知県会計事務処理要領の別添1歳出科目の説明及び留意事項の「節の説明」の欄では、報償費は役務の提供等に対する純粋な謝礼又はいわゆる報償の意味の強い経費である。報償費は講演会、研究会等の講師に対する謝礼金又は謝礼品購入費等感謝の意味をもって贈呈される経費があげられる。「留意事項」の欄では、ア 謝金の支出額等は適正か。イ 記念品等を贈呈する理由は妥当か。ウ 源泉徴収に誤りはないか。以上のように記載されており、外部の方に講師等を依頼する時の経費である。高知県の職員である、病院局の医師と県立大学の教員に何も特権が与えられているわけでもなく、又、「節の説明」の欄でも例外的に支給する記載もない。病院局の医師と県立大学の教員だけに報償費の謝礼金を支給するのは不当である。

請求人森武彦が所属の(社)高知県宅地建物取引業協会の平成13年12月5日の研修会課題「高齢者の住居の安定確保に関する法律の概要について」で講師には高知県土木部住宅課企画班主任であるが勤務時間内であるので講師料は無料である。

- 請求の要件審査  
本件請求は、平成13年11月27日に受け付け、要件審査の結果、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に規定する所要の要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理した。(監査の実施)

- 請求人の証拠の提出及び陳述  
請求人に対して、法第242条第5項の規定により、平成13年12月7日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。
- 監査対象事項  
請求の要旨から、請求日から遡って1年間に県職員が正規の勤務時間内に行った講義等に対して支払われた報償費の支出が違法又は不当な支出に当たるか否か及びこのことについての職員の損害賠償責任の有無を監査対象事項とした。なお、請求人はNHKの総合テレビで放送されるまで、この事実を知ることができなかったと主張しているが、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)第6条の規定に照らし、当該支出があった日から1年を徒過したことに正当な理由もないことから、請求日から前1年を超えた期間の支出に係るものは監査対象外とした。
- 監査対象機関  
請求人が提出した事実を証明する書類及び陳述により、以下の2機関を対象とした。総務部職員能力開発センター(以下「センター」という。)高知女子大学(以下「女子大」という。)
- 関係機関  
総務部行政管理課(以下「行政管理課」という。)総務部総務学事課(以下「総務学事課」という。)

(監査の結果)  
請求人の主張については、認められない。以下、その理由について述べる。

- 事実関係の確認  
監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 基本的事項  
ア 派遣講師の服務形態について  
職員が正規の勤務時間内に職務外の行為を行う場合には、職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号。以下「給与条例」という。)第14条の規定により、年次有給休暇(以下「年休」という。)による場合及び勤務をしないことにつき特に承認のあった場合のほかは給与が減額される。自己の所属以外の機関で講師を務めることが、職務あるいは職務上のものか、職務外のものかについて行政管理課は、次のように説明している。  
県職員が、自分が属する所属以外の機関の依頼を受けて、講義、講演等を行う際の服務上の取扱いは、一般的には次の(ア)、(イ)及び(ウ)の3種類がある。  
(ア) 講義内容等が、職務に関係するものとして、職務命令で行わせる場合  
(イ) 職務に関係はしているものの、講義先が県以外の機関であるため、法的に職務として扱えないため、職務に

専念する義務の特例に関する条例（昭和26年高知県条例第3号）に基づいて職務専念義務を免除（以下「職免」という。）する場合

(ウ) 職務との関連性が希薄として、年休として扱う場合  
上記の3種類のうち、職務命令で扱えば職務扱い（職務上）、職免及び年休で扱えば職務外扱いという言葉で整理されることになる。いずれの服務上の取扱いを行うかは、職員の所属長の判断に委ねられている。

また、職免として扱った場合は、講義の準備に関する私費及び私的時間での対応が県職員に課せられ、公務災害も適用されない。

#### イ 職務と職務外を区別する基準等について

職務と職務外を区別する基準及び手続について行政管理課は、次のように説明している。

職員には、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第35条で「当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」との職務専念の義務が課せられており、依頼があった講義等を行うことが、県がなすべき責を有する業務かどうかを基準として判断している。その際、国家公務員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第101条で原則兼職禁止としているが、地公法では人材の有効活用及び人事の弾力的運用を図る見地から、このような禁止規定はない（昭和26年8月27日 地自公発第366号行政実例）とされており、県内部での人材の有効活用等の視点を考慮している。

職務上のものか否かの認定基準は、人事院給与局長の回答（昭和27年12月23日 43-195行政実例）の中で「講演等をその職員が勤務として行うかどうかということである」とされており、職務命令として職員に命じた場合は職務上となり、職免や年休の取扱いをすれば、職務に関した事項を講義しても職務外となる。

#### ウ 職務命令の手続、形式及び効力について

地公法第32条で職員には法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が課せられている。したがって、指揮監督する権限を有する上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない、職務命令によって職務がより具体的に定まり、あるいは付加されることがある。

また、職務命令の手続き及び形式については、別段の制限はなく様式行為ではないから口頭によっても文書によっても効力を有する。

#### エ 給与支給及び報償費支出について

##### (ア) 給与の法的性格

地公法第24条第1項で、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされ、同条第6項で職員の給与は条例で定めるとされており、給与条

例で、職員の給与に関する事項を定めている。

給与条例第3条で、給料は正規の勤務時間による勤務に対する報酬とされており、常勤職員の労務に対する対価として支給されるものである。

##### (イ) 歳出予算科目上の報償費の性格

高知県会計事務処理要領（平成4年3月10日 3出第255号副出納長）別添1「歳出科目の説明及び留意事項」によれば、報償費は役務の提供に対する純粋な謝礼又はいわゆる報償の意味合いの強い経費で、報償金、賞賜金及び買上金に分けられている。

##### (ウ) 報償費支出に関する行政実例

福島県総務部長からの照会に対する自治省行政課長からの回答（昭和34年5月13日 自庁行発第67号行政実例）の中で「一般的には、職員が講演等を依頼されて所属の長の許可を得て行った場合に当該職員に対して支出する講師謝礼金は、その職員の職務外のものとして行われた場合に贈られる謝礼金であっても、職務上のもので行われた場合に車代等のいわゆる実費を弁償する意味で贈られる謝礼金であっても、いずれも、給与とは認められないから、報償費より支出することは差し支えない。」としている。

地公法第38条について、人事院は、国家公務員が講演した場合の謝金について、「労務、労働の対価でない給付、たとえば、講演料や原稿料などの謝金や、あるいは実費弁償としての車代は報酬には該当しないものと解される」（昭和27年10月2日 給実甲第57号行政実例）としている。

#### オ 教育公務員の兼職について

地方公務員である職員は地公法第38条で、営利企業等の従事制限が課せられるが、教員は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第21条第1項で「教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合は、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる」とされており、兼職及び他の事業等への従事が認められている。

また、教特法第21条第2項で地方公務員たる教育公務員にあっては、地公法第38条第2項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しないとされている。

したがって、本件報償費の支出とは直接関連する事項ではないが、教員については給与を受けて他の機関の兼職及び他の事業等に従事することが認められている。

##### (2) 本件に係る実態

##### ア 講師依頼の手続等について

講師依頼に係る一連の手続等については、センターと女子大の関係書類及び説明によると次のとおりである。

##### (ア) センター

前年度に次年度の研修の基本方針・研修体系の検討を行い、講師となる本人及び所属長の了解を得ることができるか交渉を行う。その後、講師予定者に研修内容の詳細な詰めや日程の確認などを行ったうえで、所属長への講師派遣依頼を文書で行い、文書又は口頭で承諾を得ている。辞令、委嘱状等の交付等の行為は行っていない。

平成12年度までは、該当する研修ごとに派遣依頼を行っていたが、平成13年度からは、年度開始前の3月に依頼する研修講座を一括して所属長へ文書で依頼し、文書又は口頭で承諾を得ている。

##### (イ) 女子大

前年度の12月頃、翌年度のカリキュラム編成の際に、カリキュラムに位置付けられる科目を担当する非常勤講師に対しては、事前に口答で内諾を得ている。

正式には、3月下旬に所属長に対し、担当する科目名、任用期間、前後期の別、開講曜日、時限、報償単価等を記載した書類を添え、委嘱の依頼文書を送付する。所属長の承諾文書到着後、当大学から本人に対して委嘱状を交付し、所属長に対しては委嘱した旨の通知を行っている。講師を依頼した県職員も、非常勤講師としての扱いである。

##### (ウ) 講師派遣の所属

講師派遣の依頼を受けた所属のうち財団法人高知県文化財団（以下「財団」という。）は平成12年度は職務（教育普及事業）の一環として講師を派遣していたが、高知県職員倫理規則（平成12年高知県規則第219号）の施行を契機に見直しを検討した結果、平成13年度は財団の就業規程に基づいて職務専念義務を免除する手続が取られている。なお、県から財団に派遣された県職員については、派遣される際に行政管理課で職免の手続が取られている。

また、県立大学については、非常勤講師の委嘱及び講師派遣依頼に対して、学長が本務の遂行に支障がないと認め、承諾書等により承諾をすることにより、教特法第21条第1項の規定による兼職の取扱いをしている。

その他の所属では、講師に職務命令がされている。

#### イ 報償費支出の状況について

県職員が講義等を勤務時間内に行った場合に支出された報償費については、次のとおりである。

##### (ア) センター

研修の講師謝金として支出された報償費の1時間当たりの単価は、各年度当初に経費支出伺により以下のよう

に決定されている。なお、12年度及び13年度は同一単価である。

県立病院の医師については、県立大学の教授に相当する者として取り扱っている。

講 師	単 価
大学の教授又はこれに相当する者	5,400円
大学の助教授又はこれに相当する者	5,100円
大学の講師又はこれに相当する者	4,800円
県立大学の教授又はこれに相当する者	2,000円
県立大学の助教授又はこれに相当する者	1,900円
県立大学の講師又はこれに相当する者	1,800円

県職員に支給された報償費は、当該監査対象期間において、平成12年度については該当が無く、平成13年度については以下のとおりである。

支出命令年月日	支出金額	うち県職員の勤務時間内講義に対する金額	左欄金額の対象県職員
H13.4.17	4,000円	4,000円	医師A
H13.4.25	4,000円	2,000円	医師A
H13.5.18	33,700円	5,700円	教員B
H13.6.4	33,700円	5,700円	教員B
H13.9.21	26,600円	26,600円	教員B
H13.10.18	39,900円	39,900円	教員B
H13.10.29	18,000円	4,000円	医師A
計	159,900円	87,900円	

(イ) 女子大

各年度当初に非常勤講師の委嘱についての伺いの中で、講師1時間当たりの単価を決定している。単価決定における考え方は、センターと同様同額であり、12年度及び13年度も同一単価である。

県職員に支給された報償費は、以下のとおりである。平成12年度支出金額

支出命令年月日	支出金額	うち県職員の勤務時間内講義に対する金額	左欄金額の対象県職員
H12.12.1	46,400円	14,400円	一般職員CDE
H12.12.4	60,000円	60,000円	医師FGHIJ 一般職員K
H12.12.26	40,000円	40,000円	医師GHIJ 一般職員K
H12.12.27	19,600円	3,600円	一般職員D
H13.2.1	20,000円	20,000円	医師GJ
H13.2.2	23,200円	7,200円	一般職員D
H13.3.2	4,000円	4,000円	医師G
H13.3.5	22,800円	18,800円	教員LM 一般職員DN
H13.3.12	54,000円	28,800円	一般職員O
H13.4.3	29,000円	29,000円	医師P
計	319,000円	225,800円	

注：一般職員とは医師、教員以外の県職員（以下「一般職員」という。）をいう。  
平成13年度支出金額

支出命令年月日	支出金額	うち県職員の勤務時間内講義に対する金額	左欄金額の対象県職員

H13.5.1	28,000円	28,000円	医師Q、教員M 一般職員K
H13.5.2	22,800円	10,800円	一般職員O
H13.6.4	22,800円	10,800円	一般職員O
H13.6.4	40,000円	40,000円	医師Q、教員M 一般職員K
H13.7.4	26,800円	10,800円	一般職員O
H13.7.4	44,000円	44,000円	医師Q、教員M 一般職員K
H13.8.2	24,000円	24,000円	教員M 一般職員K
H13.8.3	22,800円	10,800円	一般職員O
H13.9.17	60,000円	60,000円	一般職員R
H13.11.2	71,600円	28,800円	一般職員DE
H13.11.5	44,000円	44,000円	医師GHS
計	406,800円	312,000円	

ウ 講義等の内容について  
上記の県職員の講義科目等については、次のとおりである。

(ア) センター

講師名	研修名称
教員B	住民と行政とのかかわり
	政策法務（基礎）（応用）
医師A	メンタルヘルス

(イ) 女子大  
平成12年度

講師名	学科等	科目名
教員L	共通教育	現代社会と女性
教員M		暮らしと経済学
一般職員O	学芸員資格科目	博物館学
一般職員C D E N	文化学科	考古学
医師F I J	看護学科	病態と治療
医師G		小児と疾患
医師H		医学の世界
一般職員K	社会福祉学科	地域精神保健

平成13年度

講師名	学科等	科目名
一般職員D E	文化学科	考古学
一般職員D	学芸員資格科目	博物館学
一般職員R	健康栄養学科	食事介護
一般職員O	共通教育	絵画を読む(東洋)
医師Q	看護学科	母性学
医師S		病態と治療
医師H		医学の世界
医師G		小児と疾患
教員M	共通教育	暮らしと経済学
一般職員K	社会福祉学科	精神保健学

エ 報償費支出の考え方について

県職員が職務命令によって、自己の所属以外の機関で講義を行ったことについて支給される報償費について、センター、女子大、総務学事課及び行政管理課は、それぞれ次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)のように説明している。

(ア) センター

講師として指導、講義等を行うに当たっては、資料調査及び収集、講義方法の検討、テキストの作成等準備に要する経費等相当の負担をかけている。そのような意味から実費弁償的なものと考えている。

なお、職員の旅費に関する条例(昭和29年高知県条例第36号。以下「旅費条例」という。)により旅費を支出している。

(イ) 女子大

講師への報償費は、実費弁償的な意味合いのものであり、具体的には授業に使うテキストの選定及び授業実施に向けた知識修得のための図書の購入費用、調査旅費、授業に使う資料の作成のための文具及びコピー代、授業計画の組立、試験問題の作成及び採点に対する謝礼金等を想定している。

また、学校医設置は学校保健法(昭和22年法律第26号)第16条に基づき、報償費は学生の健康相談並びに伝染病の予防に関する指導及び助言を行う等学校保健法施行規則(昭和33年文部省令第18号)に定める業務に必要な応じ対応してもらうことへの謝礼金として支払っている。

なお、旅費条例により旅費を支出している。

(ウ) 総務学事課

平成9年の見直しにより一般職員への報償費を廃止する運用が示された後も、女子大が一般職員に区分される財団等の職員に報償費を支出していることについては、大学の非常勤講師は、学生に理解してもらうための責任ある立場となるため、通常業務とは別に、講義の準備のため、図書の購入、講義のノートの作成及び試験問題の作成から採点まで大変な負担が伴うものであるため、実費弁償の意味合いで支払うこととしたものである。

また、一般職員であっても県内では限られた専門的な知識を持たれている方々であり、具体的には、県立美術館学芸員、埋蔵文化財センター主任、精神保健福祉センター所長等をお願いしている。

なお、当課の考え方は、平成9年に行政管理課(平成9年当時人事課)にも伝えており、了解を得たと考えている。

(エ) 行政管理課

講義を行う場合は基本的には、準備事務自体も職務命令であり、勤務時間内において準備を行い、所属の機器

及び予算を使用しての準備を行わせることが、所属長には求められる。しかし、当該職員には本来の業務があり、実際は勤務時間内での準備が困難で私的時間をを使う場合や、所属予算には限界もあり、想定外でもあることから、職員が私費で図書等を購入する場合もある。これらに要した経費を弁償する意味もあって報償費が支給されているものであり、実費弁償的な性格を持つものであると判断している。

(3) 報償費等支出の見直しについて

平成9年に講師謝金について、一般職員への支出を廃止し、医師、教員への支出については認めるとした見直しが行われている。

見直しの際の考え方について行政管理課は、次のア、イ及びウのように説明している。

ア 考え方の基本

職員が自己の所属以外の機関での講義等に伴い支払を受ける報償費については、本来の業務以外の職務に従事するための準備等に伴う実費弁償的なものとしての性格であり、たとえ勤務時間中の講義に対する報償費を受領したとしても、給料の重複支給の禁止規定には該当せず、違法性はないものとして整理を行ったものであるが、当時、公費支出に対する厳しい状況等を踏まえて、原則廃止の方向で検討した結果、一般職員に対する報償費の支出は廃止としたものである。

イ 医師及び教員に対する報償費支出を認めた背景及び理由

県立病院の医師は公営企業として経営されている県立病院での診療行為が本来の業務であり、県立大学の教員は学内での学術研究及び学生への講義を本来の業務としている。

こうした中で、本来の業務を課せられながら、講義等を命ぜられた場合には、相当の準備行為が必要で、私的経費を要するだけでなく私的時間をを使用することとなる。

時間外勤務でこれらの業務を行わせるとした場合、膨大な人件費を要する。

また、県立大学において、学生に対する大学教育の一環とした教育を行うには、大学及び学生側から専門的かつ高度な内容の講義が期待されており、相応の準備を要するばかりでなく、試験問題の作成及び採点、単位付与の判定等私的時間を要するだけでなく、精神的負担も大きなものである。

当時の背景について、文書学事課(現総務学事課)から「県立大学の教授等が他の大学で講義する場合の経費については、平成9年12月までは、職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)第7条の別表第10の「高知県立の大学に勤務する教育職員が他の高知県立の大学に勤務する場合の特殊勤務手当」及び別表第

11の「職員が高知県立の大学の教育職員として勤務する場合の特殊勤務手当」に掲げる特殊勤務手当(以下「特勤手当」という。)として支給されていた。

行政改革大綱による特勤手当の見直しの中で、上記の特勤手当は廃止されたが、その際、女子大から通常業務に付随しないことや、授業や実習で非常勤講師を確保するためには、報償費を支払うことが不可欠であるとの強い要請があり、文書学事課としても通常業務に付随しないことで整理した。」という説明があっている。

こうした実情を踏まえて、職務としての扱いはするものの、法第2条第14項で「最小の経費で最大の効果」を求められる自治体運営の基本に基づき、職員の持つ知識及び経験を他の行政部局に活用することは、効率的な行政運営上、有効な手段であることや、大半を職員の自己負担に委ねていることなどを総合的に判断する中で、報償費の受領を認めたものである。

ウ 報償費支出の見直し結果の周知

この見直しの考え方は人事課として決定した全庁共通のものであり、関係機関への通知は公文書では行っていないが、各部局主管課の課長補佐で構成する企画会議等を通じて、職員への周知を図った。特に県職員を講師として利用している総合看護専門学校等の教育機関には、所管課を通じて周知をした。

2 監査委員の判断

(1) 報償費の支給が給与の重複支給に当たるか否かについて  
職員の給与は、正規の勤務時間の勤務に対する報酬であり、それは常勤職員の職務及び責任に応じた職員の労務に対する対価として支給されるものである。

そこで、県職員が勤務時間内に所属長の許可を得て、講演等を行った場合に受領する報償費が、給与の重複支給に当たるか否かについては、「1 事実関係の確認」の(1)の工の(ウ)から考えれば、一般に任意的な給付で謝礼程度のもの及び実費弁償的な性格を有するもので、いわゆる労務、労働の対価ではない給付は、職務上であると職務外であると問わず給与には該当しないと解される。

したがって、給与が支給されているときに報償費を支給したとしても、給与の重複支給を禁じている地公法第24条第4項の規定又は法律及び条例に基づかない給与支給を禁じている法第204条の2の規定には抵触しないものと判断する。

(2) 正規の勤務時間内の講師従事が給与の減額対象になるか否かについて

正規の勤務時間内に職務外で講師を行った場合には、給与条例第14条に定めるところにより、年休又は職免の承認がない限り、勤務をしなかった時間について給与が減額されることになる。

本件の場合、所属長が「1 事実関係の確認」の(2)のウの講義等を行うことに対して職務上の取扱いとして「1 事実関係の確認」の(2)のアのとおり職務命令をしており、「1 事実関係の確認」の(1)のア、イ及びウの基準等に照らして職務上で講義等を行ったものと判断される。

また、財団に派遣された県職員については、平成13年度は財団の就業規程に基づき職務を免除する手続が取られ、県立大学の教員については教特法が適用されている。

したがって、当該勤務時間内に係る給与は減額の対象にはならず、給与支給に違法性は認められない。

(3) 報償費支出の適否について

県職員が講義等を行うことに対する報償費の支給は、上記(1)のとおりその報償費が謝礼程度及び実費弁償的な性格での支給は認められる。

しかしながら、支出すべきか否かは講師派遣を依頼する側の裁量に属するものであり、判断においては行政上の規律に配慮し、特に職務上として派遣される講師に対して報償費を支給する場合にはその位置付けを整理しておく必要があると考える。

本件は、「1 事実関係の確認」の(2)の工のとおり、実費弁償的な報償費と位置付けていることが一定理解できることから、なお明確性に欠ける部分があるとしても、違法又は不当な支出と断定する根拠は見当たらない。

また、実費弁償的な報償費を定額で支給していることについても、実費の積算が困難であること及び法第207条に関する各都道府県宛の自治省地方局長通知(昭和22年8月8日地発乙第556号)で、「実費の弁償とは、事実要した経費の意味であり、費用の弁償よりやや厳格な意味であるが、定額でもさしつかえない。」とされていることから違法性は認められない。

以上のことから、請求人が職員の給与は法律及び条例に基づかない違法な支給であり、二重支給であると主張していること及び職員の損害賠償責任を求める請求には理由があると認められない。

しかしながら、一般職員への報償費を廃止し、医師及び教員には認めたとの理由について、医師は県立病院での診療行為が、教員は学内での学術研究及び学生への講義が本来の業務であり、それ以外の講義等には相当の準備行為が必要で私的経費及び私的時間を要するだけではなく、精神的負担も大きいとしている点については、一般職員も事務分掌で定められた業務が本来の業務であり、講義等を行うには医師及び教員と同様の準備行為や負担を伴うと推測され、取扱いを区分することの説明としては明確性に欠ける。

また、特勤手当の廃止との関連についても、明確に整理されているとは言い難い。

特勤手当の性格は、職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするものを対象とする手当である。

これに該当しないと判断して特勤手当を廃止した後、それまで支出していなかった実費弁償としての報償費を新たに支出することにした経過については、講師の効率的な確保という事情をしん酌しても、なお、不透明感が残る。

こうした実情をかんがみ、次のとおり改善及び検討を求める。

(知事への意見)

- 1 報償費の支出根拠について、実費弁償的な意味合いの報償費と位置付けているが、県職員に対して実費を弁償することの明文規定がないことから、県民に対して説明できるように根拠を整備されたい。
- 2 報償費の支出が各所属長の裁量で決定されるとしても、一般職員に対する報償費の取扱いが庁内で統一されておらず、また、医師及び教員について特例としていることの理由も不明確である。近年の情報公開の進む時代においては、財政状況の観点はもちろんのことであるが、行政の透明性確保のバランスが重要であると考えるので、全国の状況も勘案し、再度、見直し整理することを検討されたい。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年2月12日

高知県知事 橋本 大二郎

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名  
高知県庁本庁舎清掃業務
- (2) 履行場所  
高知県庁本庁舎、議会棟及び構内(高知市丸ノ内一丁目2-20地内)
- (3) 調達案件の仕様等  
別に作成する仕様書による。
- (4) 履行期間  
平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間
- (5) 入札方法

(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相

当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

次に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当し、かつ、4の(3)により事前に資格があることの確認を受けた者が、この入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 政府調達に関する協定の適用を受ける清掃業務の契約に係る高知県の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に知事から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

## 3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780 - 8570 高知市丸ノ内一丁目2 - 20  
高知県総務部管財課総務班  
電話番号088 - 823 - 9322

(2) 入札説明書の交付方法

平成14年2月12日から同年3月1日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成14年3月25日午前9時30分(郵送の場合は、書留郵便とし、平成14年3月22日午後4時までに(1)の場所に必着のこと。)

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4 - 1 保健衛生総合庁舎会議室

## 4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を3の(1)の場所に平成14年3月1日午後5時までに提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、入札者は、県から当該書類に関し説明を求められた場合は、

それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 資格審査申請

2の(2)に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、知事が別に定める申請書及び添付書類を3の(1)の場所へ提出して、平成14年3月8日までに入札参加資格の認定を受けること。ただし、平成14年3月1日までに申請を行わなかったときは、この公告の入札参加資格が与えられない場合がある。

(9) 調達手続の停止等

平成14年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合等、本件調達手続について停止等を行うことがある。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Contracting Entity : Daijiro Hashimoto Governor, Kochi Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of the Kochi Prefectural main building

(3) Deadline for the submission of documents : 5:00 P. M. 1, March, 2002

(4) Date and time for the submission of tender : 9:30 A. M. 25, March, 2002 (Tenders submitted by mail should be received by no later than 4:00 P. M. 22, March, 2002)

(5) Contact point for the notice : Department of General Affairs Property Management Division, Kochi Prefectural Government, 1 - 2 - 20 Marunouchi Kochi City Kochi 780 - 8570 Japan TEL 088 - 823 - 9322